

# 2024 連合リビングウェイジ

## 報告書

### 【結果のポイント】

- 単身成人世帯のリビングウェイジ（さいたま市）は時間額 1,250 円・月額 205,800 円となり、前回 2021 リビングウェイジ比でそれぞれ 140 円・22,700 円増となった。
- 都道府県別 LW は、「住宅・土地統計調査」（総務省・2023 年）の公表（2024 年 9 月末）後、速やかに算出のうえ公表する。

2024 年 9 月  
日本労働組合総連合会

はじめに

連合は、この度、連合リビングウェイジを改定しました。連合リビングウェイジとは、健康で文化的な生活ができ、労働力を再生産し社会的体裁を保持するために最低限必要な賃金水準を連合が独自に試算しているものです。春季生活闘争において、構成組織・地方連合会が最低到達水準を決定する際の参考指標として、地域別最低賃金審議会における金額審議の際の労働者側の主張の根拠として、あるいは企業内最低賃金を年齢別に定める際の参考資料として、広く活用されています。連合リビングウェイジを初めて設定したのは2003年です。以降、概ね5年ごとに改定してきました。

今回は、2021年以降となる品目リストの見直しを実施しました。税・社会保険料の引き上げを含め、2021年以降の様々な情勢の変化、物価変動や生活スタイルの変化などを反映しています。試算の結果、単身世帯の連合リビングウェイジ（さいたま市）は、時間額1,250円・月額205,800円（2021年比140円・22,700円増）となりました。2021年に比べ、上げ幅が最も大きいのは食料費で5,000円以上、これに次ぐ住居費で3,000円以上増です。いずれも生活に欠かせない支出であり、近年の物価上昇が家計を圧迫している様子があらためて明らかになりました。

私たちは、2024年春季生活闘争において、33年ぶりとなる5%台の賃上げを実現しました。また、この成果を2024年度地域別最低賃金の改定において過去最高の引上げ（前年比51円増・全国加重平均1,055円）につなげることもできました。しかし、物価が高止まりする中、とりわけ最低賃金近傍の賃金水準で働く方々は、依然として厳しい暮らしを余儀なくされています。誰にとっても、少なくとも、連合リビングウェイジを上回る賃金水準が必要です。私たち労働組合は、労使交渉を通じて自らの労働条件向上に関与することはもちろん、交渉結果を労働組合のない職場で働く方々の労働条件向上に波及させる役割も担っています。これらの役割を果たすため、本報告書が、各組織における春季生活闘争の取り組みの一助となることを期待しています。

最後に、今回の改定にあたっては、連合リビングウェイジ見直し作業委員会メンバーをはじめ、関係する構成組織、単組のご担当者に参加いただきました。御礼とあわせ、申し添えます。

2024年9月  
連合 総合政策推進局長  
仁平 章

## 目次

I. 実施概要	
1. 「連合リビングウェイジ」とは	4
2. 基本的な枠組み	4
3. 2024 連合LW見直し作業の経過	5
II. 2024 連合リビングウェイジ（さいたま市）総括表	6
III. 項目別の算出の考え方	
1. 食料費	7
2. 住居費	7
3. 光熱・水道費	8
4. 家具・家事用品	9
5. 被服・履き物費	9
6. 保健・医療費	10
7. 交通・通信費	10
8. 教育費	11
9. 教養・娯楽費	11
10. その他	12
11. 税・社会保険料	12
12. 自動車関係費（オプション）	13
IV. 2024 都道府県別リビングウェイジ	14
V. 2024 連合リビングウェイジ見直し作業委員会参加者名簿	15

## I. 実施概要

### I-1. 「連合リビングウェイジ」とは

連合リビングウェイジ（以下、LW）は、労働者が最低限の生活を営むのに必要な賃金水準を連合が独自に試算しているものである。春季生活闘争において構成組織・地方連合会が最低到達水準を決定する際の参考指標として、地域別最低賃金審議会における金額審議の際の労働者側の主張の根拠として、あるいは企業内最低賃金を年齢別に定める際の参考資料として、広く活用されている。

最初に設定したのは2003年8月で、同年4月に埼玉県さいたま市において実施した調査にもとづき、「賃金ミニマム指標プロジェクト報告」として公表した。以降概ね5年ごとにさいたま市で調査を実施し、改定データを公表してきた。なお、2006年には宮崎県延岡市での調査にもとづく地方都市労働者のLWも公表した。

税・社会保険料の引き上げなど、2021年以降の様々な情勢の変化、物価変動や生活スタイルの変化などにも注意しつつ、「2024 連合LW」を取りまとめた。

### I-2. 基本的な枠組み

#### (1) 試算にあたっての考え方

「連合LW」が想定する水準を「健康で文化的な生活<sup>1</sup>ができ、労働力を再生産<sup>2</sup>し社会的体裁<sup>3</sup>を保持するために最低限必要な水準」とし、これを踏まえて試算を行った。

労働者として健康に働き続けるための基本となる「衣・食・住」と「保健・医療」に関わる費用、暮らしていく上で必要な一定の社会的・経済的つながりに必要となる「交通・通信費」「交際費」、健康で文化的な最低限度の生活のために必要な「教育費」「教養・娯楽費」を、費目ごとにマーケット・バスケット方式<sup>4</sup>により設定した。

各費目については、大多数の労働者が利用・購入できるもので構成した。大多数とは概ね7割程度の家庭が保有しているかどうかを判断基準の一つとした。また、生活保護や特別な支援措置は受けないものとした。

以上を踏まえ、以下の7パターンの世帯構成につきLW額を総括表として整理した。

#### 基本的な世帯構成と生活設定（総括表に掲載の試算）

単身世帯：単身成人	(賃貸1K)
2人世帯：成人+保育児	(賃貸1DK)
2人世帯：成人男女	(賃貸1DK)
3人世帯：成人+中学生+小学生	(賃貸2DK)
3人世帯：成人男女+小学生	(賃貸2DK)
4人世帯：成人男女+小学生2名	(賃貸3DK)
4人世帯：成人男女+高校生+中学生	(賃貸3DK)

上記7世帯について、男女それぞれについて必要生計費を試算し、試算額の高い方で代表させた。

<sup>1</sup> 日本国憲法第25条「健康で文化的な最低限度の生活」より。同第26条、27条、30条における国民の3つの義務（教育・勤労・納税）に鑑み、原則として納税義務を果たせることを想定。

<sup>2</sup> 生活の糧であるとともに、子の養育を含めた主たる家計としての役割も想定。

<sup>3</sup> 他者との交流や人間関係の構築・維持、常識的な頻度の冠婚葬祭や帰省などを想定。

<sup>4</sup> マーケット・バスケット方式：イギリスのS. ラウンツリーがヨーク市貧困調査に用いた理論生計費方式。マーケットに出かけて行って、バスケット（買い物かご）に必要な品物を入れていく方法に似ていることから。誰もが「最低限度の生活」を送るのに絶対必要な品物・サービスなど、必需品の個数、枚数など一つ一つ積み上げて計算。

また、2021 LW同様、専業主婦/夫は想定せず、成人はいずれも勤労者と設定している。

## (2) 価格調査などの地域、時期および時点と方法など

地域は、埼玉県さいたま市をモデル地域に設定した。さいたま市は、首都である東京から最も近い県庁所在都市であり、JR各線や私鉄線が結節する鉄道交通の要衝で、都心との交通も利便性が高い。バス路線を含めた公共交通機関を利用すれば通勤・通学などに不便がなく、通勤時間などが心身への過度な負担とならない。各駅を中心に住宅地が広がり、家賃相場は東京都内に比べ低い。また、食料品・日用消耗品などは近くのスーパーや最寄り駅の周辺で購入する事が可能であり、日常生活における利便性も高い。結果として一定の生活時間を確保しやすいと想定した。

また、2003、2008、2013、2017 および 2021 年調査時との継続性が確保され、定点的な比較が可能となることの利便性も考慮した。

価格調査は 2024 年 6 月～7 月に以下の構成組織の協力を得つつ、オンラインショップ等の価格も参考にした。

家具・家事用品、被服・履き物等、保健・医療など全般	：UAゼンセン
光熱水道費	：電力総連、全国ガス、全水道
通信費	：情報労連、JP労組
自動車関係費	：自動車総連

## I-3. 2024 連合 LW 見直し作業の経過

第4回労働条件・中小労働委員会（2024.1.19）での確認に基づき「2024 連合リビングウェイジ見直し作業委員会」を設置し、計3回にわたり開催し議論を重ねた。

2024年1月19日	第4回労働条件委員・中小労働委員会にて作業委員会の設置を確認
4月26日	第1回2024連合LW見直し作業委員会
5月23日	第2回2024連合LW見直し作業委員会(持ち回り)
9月3日	第3回2024連合LW見直し作業委員会
9月20日	第12回中央執行委員会に報告

## II. 連合リビングウェイジ（さいたま市）総括表

### 2024連合リビングウェイジ(さいたま市)総括表

世帯構成	単身成人	2人 (成人・保育児)	2人 (成人男女)	3人 (成人・ 中学生・小学 生)	3人 (成人男女・ 小学生)	4人 (成人男女・ 小学生2人)	4人 (成人男女・ 高校生・中学生)
	1K	1DK	1DK	2DK	2DK	3DK	3DK
住居間取り							
1. 食料費	40,095	51,205	76,010	84,382	94,096	101,270	125,698
内食費	18,865	24,525	37,730	52,822	50,936	54,520	67,348
昼食代	11,600	11,600	23,200	11,600	23,200	23,200	34,800
外食費	3,830	6,380	6,380	8,940	8,940	10,210	10,210
嗜好食費	5,800	8,700	8,700	11,020	11,020	13,340	13,340
2. 住居費	52,417	59,708	59,708	63,875	63,875	78,458	78,458
家賃・管理費・更新料	52,083	59,375	59,375	63,542	63,542	78,125	78,125
住宅保険料	333	333	333	333	333	333	333
3. 光熱・水道費	9,530	17,473	17,473	20,648	20,648	24,564	24,564
電気代	4,018	6,924	6,924	7,893	7,893	9,173	9,173
ガス代	3,443	5,978	5,978	6,798	6,798	7,454	7,454
上下水道費	2,069	4,571	4,571	5,957	5,957	7,937	7,937
4. 家具・家事用品	4,592	8,572	8,892	10,411	10,673	12,162	12,162
耐久消費財	1,683	4,025	4,190	4,025	4,190	4,569	4,569
室内装備品・照明器具・寝具類	902	1,659	1,766	2,455	2,562	3,297	3,297
台所・調理用品・食器	649	1,169	1,176	1,327	1,317	1,434	1,434
玄関・洗濯・裁縫・掃除・風呂用品	430	553	593	778	778	864	864
消耗品	928	1,166	1,166	1,827	1,827	1,999	1,999
5. 被服・履物費	11,324	15,986	20,096	24,511	24,803	29,511	37,055
被服費	6,367	9,416	10,884	13,372	13,932	16,981	18,797
衣料小物	1,941	2,312	3,693	3,471	4,109	4,525	5,921
履き物	1,399	2,535	2,769	5,107	3,905	5,041	7,913
クリーニング代	1,616	1,723	2,750	2,561	2,858	2,965	4,425
6. 保健・医療費	13,537	15,831	23,553	29,292	30,841	38,098	40,225
医薬品	808	1,175	1,175	1,473	1,473	1,769	1,769
医療器具	2,235	2,395	3,113	3,957	3,729	4,345	5,178
理美容用品	4,515	5,081	7,305	8,121	8,798	10,264	11,558
医療費	3,680	3,680	7,360	11,040	11,040	14,720	14,720
医療保険料	2,300	3,500	4,600	4,700	5,800	7,000	7,000
7. 交通・通信費	10,503	11,536	18,332	20,672	20,672	23,012	32,264
交通費	2,800	2,800	5,600	7,000	7,000	8,400	11,200
郵便費	170	340	340	510	510	680	680
通信費	7,533	8,396	12,392	13,162	13,162	13,932	20,384
8. 教育費	0	5,721	0	22,862	8,736	17,471	34,209
高等学校	0	0	0	0	0	0	20,083
中学校	0	0	0	14,126	0	0	14,126
小学校	0	0	0	8,736	8,736	17,471	0
保育施設	0	5,721	0	0	0	0	0
9. 教養娯楽費	10,682	17,675	23,259	24,599	26,980	30,702	35,236
教養娯楽耐久財	1,679	2,873	2,479	3,591	3,342	4,204	4,205
家庭教養文房具	223	223	223	223	223	223	223
情報料	3,114	7,134	9,226	7,134	9,226	9,226	9,226
帰省費	2,697	2,697	5,395	5,934	6,474	7,553	9,711
レジャー費	2,968	4,748	5,935	7,716	7,716	9,496	11,871
10. その他	12,794	12,794	19,915	16,031	20,994	22,073	25,633
社会的交際費	5,673	5,673	5,673	5,673	5,673	5,673	5,673
小遣い(成人)	7,121	7,121	14,242	7,121	14,242	14,242	14,242
小遣い(成人以外)	0	0	0	3,237	1,079	2,158	5,718
月間消費支出計 (自動車保有の場合)	165,473 205,340	216,502 256,370	267,237 307,105	317,282 357,150	322,317 362,185	377,322 417,190	445,505 485,373
児童手当受給額	0	15,000	0	20,000	10,000	20,000	10,000
月間必要生計費 (自動車保有の場合)	165,473 205,340	201,502 241,370	267,237 307,105	297,282 337,150	312,317 352,185	357,322 397,190	435,505 475,373
年間必要生計費 (自動車保有の場合)	1,985,671 2,464,086	2,418,024 2,896,439	3,206,841 3,685,256	3,567,389 4,045,804	3,747,803 4,226,218	4,287,860 4,766,275	5,226,063 5,704,478
2024連合リビングウェイジ（＝必要生計費+税・社会保険料）							
LW年額 (自動車保有の場合)	2,470,151 3,105,486	2,964,643 3,599,576	4,078,322 4,704,768	4,499,067 5,156,032	4,827,858 5,450,814	5,573,597 6,245,149	6,816,228 7,558,263
LW月額 (自動車保有の場合)	205,800 258,800	247,100 300,000	339,900 392,100	374,900 429,700	402,300 454,200	464,500 520,400	568,000 629,900
LW時間額(月165h) (自動車保有の場合)	1,250 1,570	1,500 1,820	2,060 2,380	2,270 2,600	2,440 2,750	2,820 3,150	3,440 3,820

※LW時間額=LW月額/165時間（「賃金構造基本統計調査」所定内実労働時間数全国平均の直近3年間の平均）

※成人はいずれも勤労者を想定

※2人（成人男女）世帯はいずれも勤労者を想定。ただしLW時間額は世帯として必要な時間額であることに留意

※成人・高校生・中学生について男女の別の記載がない構成員区分については、女性の数値を用いた

### Ⅲ. 項目別の算出の考え方（2021 L Wから考え方を変更した主な箇所は太字下線）

#### Ⅲ－ 1. 食料費

内食費、昼食代、外食費、し好食費に分けて計算した。

- (1) 外食費は、社会とのつながりやささやかな楽しみのため、主に飲食店で食事をする場面を想定し設定した。金額は、2021 L W以降の消費者物価指数<sup>5</sup>の変動を考慮し金額を設定した。なお、勤務日や学校での昼食（社食、学食、給食、コンビニ等での購入）は含まず、昼食代として別途計上した。
- (2) し好食費は、飲酒・菓子・飲料代などの購入に要する費用として設定した。「最低限必要な水準」といえども、英気を養うためにはささやかな楽しみが必要とした。2021 L W設定時からの消費者物価指数の変動を考慮した。
- (3) 内食費は、上記以外の、主に家庭内での食事に要する費用を想定した。
  - ①原則として世帯構成にかかわらず自炊することを想定した。ただし、スーパーやコンビニ等でお弁当等の調理食品を購入し、自宅や勤務先に持ち帰り食事した場合（中食費）も内食費として扱った。
  - ②1日の内食費を770円と設定した。設定にあたっては、2021 L W設定時からの消費者物価指数の変動を考慮した。
  - ③1日の内食費770円は朝、昼、夕に3:3:4で分配した。この分配比率は、従来のL Wを踏襲した。
  - ④消費単位は、「日本人の食事摂取基準<sup>6</sup>」をもとに、成人=1.0とし、高校生=1.1、中学生=1.1、小学生=0.7、保育児=0.3とした。
  - ⑤4人世帯の内食費については集積効果を考慮することとし、「全国家計構造調査<sup>7</sup>」をもとに、現数値に0.85を乗じた金額を計上した。
  - ⑥ひと月の日数は365日÷12ヵ月÷30.5日として計算した。なお、通勤日・通学日の日数は20日として計算した。
- (4) 昼食代は、主に通勤日・通学日の昼食に要する費用として、内食費の一部を抽出（代替）するものとして設定した。2021 L W設定時からの消費者物価指数の変動を考慮し、1日580円とした。成人・高校生につき、1日580円×20日分を計上し、その分の内食費に相当する金額（770円×0.3×20日）は内食費から減額した。中学生・小学生は同様の金額を内食費から減額した上で、学校給食を想定し【8. 教育費】給食代として計上した。

#### Ⅲ－ 2. 住居費

- (1) 「住生活基本計画<sup>8</sup>（全国計画）」の「最低居住面積水準」を満たすことを念頭に、2024年7月の調査時点でさいたま市内に実在する物件から選定した。
- (2) 契約更新料は「住宅市場動向調査<sup>9</sup>」を参考に、家賃の1ヵ月分を2年（24ヵ月）で割り戻した額を計上した。
- (3) 賃貸物件の契約に際し住宅保険（火災保険）の加入を要件としているケースがあることから、住宅を借りるための必要経費として、全世帯で最低限の補償内容<sup>10</sup>

<sup>5</sup> 「消費者物価指数」（総務省・2023）

<sup>6</sup> 「日本人の食事摂取基準」（厚生労働省・2020）

<sup>7</sup> 「全国家計構造調査」（総務省・2019）1世帯当たり1か月間の収入と支出（中分類）1-2表：勤労者世帯人員数別

<sup>8</sup> 「住生活基本計画（全国計画）」（国土交通省・2021）

<sup>9</sup> 「住宅市場動向調査」（国土交通省・2022）

<sup>10</sup> 補償内容は、家財保険（家具・家電・衣類等）に対する補償100万円、借家人賠償責任特約（家主に対する補償）2,000万円、個人賠償責任特約（同建物に住む者に対する補償）1億円

の住宅保険に加入することとした。掛け金は全世帯同額で 333 円/月（年額 4,000 円を月額換算）とした。

(4) 住居にはエアコン 1 台が設置されていることを条件とし、間取りに応じてエアコンを追加で設置した。

(5) 都市ガスの使用を想定した。

■「住生活基本計画（全国計画）」（国土交通省・2021）より抜粋

最低居住面積水準

最低居住面積水準は、世帯人数に応じて、健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な住宅の面積に関する水準である。

その面積（住戸専用面積・壁芯）は、別紙 1 の住宅性能水準の基本的機能を満たすことを前提に、以下のとおりとする。

(1) 単身者:25 m<sup>2</sup>

(2) 2人以上の世帯:10 m<sup>2</sup>×世帯人数+10 m<sup>2</sup>

世帯人数	住居専用面積	居住室面積（畳数換算）
1 人	25 m <sup>2</sup>	15.0 m <sup>2</sup> (9.0 畳)
2 人	29 m <sup>2</sup>	17.5 m <sup>2</sup> (10.5 畳)
3 人	39 m <sup>2</sup>	25.0 m <sup>2</sup> (15.0 畳)
4 人	50 m <sup>2</sup>	32.5 m <sup>2</sup> (19.5 畳)

III-3. 光熱・水道費

(1) 電気代は電力総連、ガス代は全国ガス、水道代は全水道の協力のもと、日常的な生活で必要と考えられる使用量を推計し、それぞれの料金設定で費用を計算した。

(2) 基本料金、従量料金は 2024 年 6 月時点のさいたま市における料金で計算した。各使用量は 1 年間の平均とした。

■電気（東京電力）

使用量	1 人：120 kWh/月 3 人：240 kWh/月	2 人：210 kWh/月 4 人：270 kWh/月
契約アンペア数	1～3 人：30 アンペア、 4 人：40 アンペア	
基本料金	30 アンペア：935.25 円	40 アンペア：1,247.00 円
従量料金	～120kWh : 29.80 円/kWh 120kWh～300kWh : 36.40 円/kWh 燃料費調整 : -7.60 円/kWh (2024 年 6 月) 再生可能エネルギー発電促進賦課金：3.49 円/kWh (2024 年 5 月～2025 年 4 月)	

■ガス（東京ガス）

使用量	1人：15 m <sup>3</sup> 、2人：30 m <sup>3</sup> 、3人：35 m <sup>3</sup> 、4人：39 m <sup>3</sup>
基本料金	～20 m <sup>3</sup> の場合：759.00 円 20 m <sup>3</sup> を超え 80 m <sup>3</sup> までの場合：1056.00 円
従量料金	～20 m <sup>3</sup> の場合：178.90 円/m <sup>3</sup> 20 m <sup>3</sup> を超え 80 m <sup>3</sup> までの場合：164.05 円/m <sup>3</sup> 上記には原料費調整制度に基づく調整額を含む

■上下水道料金（さいたま市）

<上水道>（税抜）

使用量	1人：8 m <sup>3</sup> 2人：16 m <sup>3</sup> 3人：20 m <sup>3</sup> 4人：25 m <sup>3</sup>
口径	20mm
基本料金	口径 20mm の場合：1,080.0 円（0～8 m <sup>3</sup> ）
従量料金	0～8 m <sup>3</sup> ：基本料金のみ 8 m <sup>3</sup> を超え 20 m <sup>3</sup> まで：175.00 円 20 m <sup>3</sup> を超え 30 m <sup>3</sup> まで：220.00 円

<下水道>（税抜）

従量料金	基本使用料：666.00 円 1 m <sup>3</sup> ～10 m <sup>3</sup> まで：17.00 円 10 m <sup>3</sup> ～30 m <sup>3</sup> まで：140.00 円 30 m <sup>3</sup> ～50 m <sup>3</sup> まで：174.00 円
------	--

Ⅲ－４．家具・家事用品

- （１）一般的な生活をするために最低限必要と思われる家具・家事用品の購入に要する額を積み上げた。
- （２）2021LWの品目を概ね踏襲しつつ、ライフスタイルの変化を考慮した。
- （３）耐久消費財については、「消費動向調査<sup>11</sup>」で70%程度が保有していることを目安の一つとして保有の有無を設定した。
- （４）各品目の価格は、「イオン」「ヤマダ電機」「島忠」のUAゼンセン加盟組合提供の実売データ（2024年6～7月）およびインターネット通信販売等の情報をもとに設定した。
- （５）「消費動向調査」の2021～2023の3年間の数値を参考に耐久消費財の耐用年数を設定した。

Ⅲ－５．被服・履物

- （１）「社会的な体裁」を保ち、一般的な生活をするために最低限必要と思われる被服・履物等の品目を選定した。
- （２）2021LWの品目を踏襲した。
- （３）成人男女用の被服・履物は30～40歳代の層において、子ども用の被服・履物は各想定年齢において、「低価格でよく売れているもの」を中心とした。

<sup>11</sup>「消費動向調査（主要耐久消費財等の普及・保有状況）」（内閣府・2024年3月調査）

- (4) 各品目の価格は、「イオン」「ヤマダ電機」「島忠」のUAゼンセン加盟組合提供の実売データ（2024年6～7月）およびインターネット通信販売等の情報をもとにした。
- (5) 耐用年数は、2021 LWの品目を踏襲した。
- (6) クリーニングは、自宅での洗濯が難しいものについて年1～4回利用することを想定した。

### Ⅲ－6. 保健・医療費等

- (1) 「健康な生活」をおくるために最低限必要と思われる保健医療に関する自己負担分を計上した。なお、長期入院を必要とする病気や怪我をしないものと想定した。ただし、備えのために民間の医療保険に加入することを想定した。
- (2) 医薬品、保健医療用品・器具は、2021 LWの品目を踏襲した。
- (3) 「社会的な体裁」を保つために最低限必要と思われる理容、美容、衛生の品目とサービスを関連費用として計上した。
- (4) 成人および高校生はメガネを1本所有する。特殊な機能は付けず、均一プライスのメガネ専門店の基準価格で計上した。
- (5) 各品目の価格は、「イオン」「ヤマダ電機」「島忠」のUAゼンセン加盟組合提供の実売データ（2024年6～7月）およびインターネット通信販売等の情報をもとに設定した。
- (6) 医療費は「協会けんぽ事業年報<sup>12</sup>」から推計し、1人あたり3,680円/月を計上した。

#### 【2022年度協会けんぽ事業年報】

協会けんぽの加入者1人あたり医療費

入院外 86,094円

歯科 21,861円

薬剤支給 39,214円 の計 147,169円×0.3÷12=3,680円

- (7) 子どもの医療費は、市区町村によって無料化の制度が異なるため、基本的には従来同様に制度は考慮しないこととした。ただし保育児は無料とした。

### Ⅲ－7. 交通・通信費

- (1) 日常の交通費は、徒歩、自転車、バス・電車などの公共交通機関を利用するものとした。
- (2) バス、鉄道運賃は、主に休日に中心商業地区やレジャー施設を利用する場合を想定し、大人1人あたり往復交通費700円×4回分、子ども（小学生）1人あたり350円×4回分で計上した（利用例：大人料金／片道：池袋まで635円、大宮まで247円、東武動物公園195円）。
- (3) 通勤交通費は、会社負担を想定し、収入にも支出にも含めないものとした。
- (4) 自転車関係費として、1人1台自転車を所有し、年に1回パンクし修理することを想定して計上した。
- (5) 郵便費はJP労組の協力のもと、年間1人あたり葉書28通、封書3通を投函するものとし、1人あたり170円/月とした。
- (6) 通信費に関連し、設定は以下の通り。
  - ①テレビ、パソコンは世帯につき1台所有

<sup>12</sup> 全国健康保険協会事業年報(全国健康保険協会・2022)

- ②スマートフォンは成人、高校生、中学生各1名につき1台所有する。なお、小学生は携帯電話（ガラケー）を所有する。
- ③固定電話機は、ライフスタイルの変化に伴い、所有しないものとした。
- ④自宅用インターネット回線 Wi-Fi とスマートフォン等のセット割引を活用して費用を抑えつつ、ライフスタイルの変化に伴い、通信プランのギガ数を1ギガから3ギガへ引き上げた。

### Ⅲ－8. 教育費

- (1) 公立の小・中・高等学校に通学することを想定し、ほぼ義務的に支出する必要のある品目の購入に要する額を計上した。
- (2) 学習塾や習い事、学童等は利用しないものとした。
- (3) 学校教育に関わる費用については「子供の学習費調査<sup>13</sup>」にもとづき計上した。
- (4) 公立高等学校の授業料は無償と想定した。
- (5) 保育児について、2020年10月から「幼児教育・保育の無償化」が実施されていることを踏まえ、保育園利用費は計上しなかった（その他の諸経費は計上）
- (6) 保育児について、利用費以外の各種費用は「子供の学習費調査」における公立幼稚園における学習費の内訳にもとづき計上した。

### Ⅲ－9. 教養・娯楽費

- (1) 労働力の再生産にとって最低限必要な「積極的休養」や国民・労働者として適切な一般常識を備えておくことにかかる品目や費用を計上した。
- (2) 実態生計費を参考に教養・娯楽費を設定した。各品目は、1つの典型的なイメージとして、できるだけ幅広い層で選択することが可能で費用を低く抑えられるものを設定した。
- (3) テレビ、パソコンを世帯につき1台ずつ所有する。光ディスクプレーヤーは二人以上世帯でのみ計上した。
- (4) 新聞・聴視料として、2人以上世帯では「新聞・NHK受信料」を設定し全国紙朝刊、NHK受信料を計上した。ただし、2021LW同様、単身者は今日の生活スタイル（インターネットなどによる情報収集など）を鑑み、新聞は購読しないこととした。
- (5) 帰省費として、帰省・墓参りを想定し世帯構成別に金額を設定した。
- (6) レジャー関係費として、レジャー費は、映画・プール等入場料、CDやビデオソフト、月額登録系サービス、写真代、文庫本・雑誌、ゲーム機、家庭用おもちゃ等について具体的品目を設定せずに世帯構成別に金額を設定した 2021LW設定時からの消費者物価指数の変動を考慮するとともに、アンケートの結果を反映し金額を設定した。
- (7) 「消費動向調査<sup>14</sup>」2021～2023の3年間の数値を参考に耐久消費財の耐用年数を設定した。
- (8) 自己啓発費用【2024LWから新たに計上】

「厚生労働省 2023年度「能力開発基本調査」」の平均延べ自己負担費用をもとに設定した。労働者全体の自己啓発を行った者の延べ自己負担費用額は、25,100円であることから、成人1名につき  $25,100 \text{円} \div 12 = 2,092 \text{円/月}$  を計上した。

<sup>13</sup> 「子供の学習費調査」(文部科学省・2021)

<sup>14</sup> 「消費動向調査(主要耐久消費財の買替え状況)」(内閣府・2021～2023)

### Ⅲ-10. その他（社会的交際費、小遣い）

（1）社会的交際費は、見舞金、香典、祝儀、餞別金や町内会費、寺・神社への寄付など、一般社会の慣行による自発的現金支出（総務省「家計調査の「10.3.6 贈与金」）を想定した。臨時・突発的なものもあり具体的な金額設定は難しいため、平均的な実態値を踏まえて世帯構成にかかわらず計上した。

その他の交際費（総務省「家計調査の「10.3.7 他の交際費」）には、町内会費、寺・神社への寄付、共同募金・寄付金、親睦会費、労働組合費などがある。

総務省「家計調査」の300～400万円世帯の1月あたり平均支出額それぞれ、3,496円、2,177円であり、これらを合算して5,673円とした。なお、臨時・突発的なものもあり具体的な金額設定は難しいため、平均的な実態値を踏まえて世帯構成にかかわらず計上した。

（2）小遣いについては、1～9の各項目における最低限必要な品目に含まれない、裁量的に支出できる最低限必要な金額として計上した。2021LW設定時からの消費者物価指数の変動を考慮し金額を設定した。

### Ⅲ-11. 税・社会保険料

各項目、品目の価格を計算した後、消費支出合計にもとづき税・社会保険料込みの年間必要生計費を計算した。

（1）2024年7月時点における税率、保険料率で計算した。

（2）中学生以下の子どもがいる世帯は、児童手当を受給するものとした。

（3）4人世帯（夫婦＋子2人 中・高）は、介護保険の被保険者と想定し、その他世帯は該当しないものとした。

### III-12. 自動車関係費(オプション)

(1) 連合LWにおける日常の交通手段は、徒歩・自転車・公共交通機関の利用を基本とするが、参考用として自動車総連の協力のもと、自家用車保有にかかる費用を以下の通り試算した。

点検・整備	購入時	1年		2年		3年		4年		48か月 合計
		6か月	12か月	6か月	車検	6か月	12か月	6か月		
定期点検			18,000		24,000		18,000			
検査手続代行料					9,900					
エンジンオイル交換			3,426		24,426		3,426			
オイルエレメント交換			2,500							
ホイールバランス調整										
ワイパーブレード交換			3,500				3,500			
バッテリー液補充			100							
ブレーキフルード交換										
エンジン廻り&シャシー洗浄										
冷却水交換										
Vベルト交換					4,169					
バッテリー交換					18,000					
ブレーキパッド交換					10,560					
エンジン廻り洗浄										
タイヤ交換				49,333						
リサイクル料	11,000									
《整備費用》小計	11,000		27,526	49,333	91,055		24,926			
消費税(10%)	1,100		2,753	4,933	9,106		2,493			
合計	12,100	0	30,279	54,266	100,161	0	27,419	0	224,224	
(整備費用は工賃・部品代の合計)										
車両本体(新車価格:144万円)	750,000									
自動車税	34,500		34,500		34,500		34,500			
重量税	24,600				24,600					
自賠責	17,650				17,650					
登録等諸費用	20,000									
消費税	75,000									
《車両代+税》計	921,750	0	34,500	0	76,750	0	34,500	0	1,067,500	
《車両代+税+整備費用》計									1,291,724	
								1ヶ月あたり	26,911	
《任意保険料》※1									4,657	
《車庫代》※2									5,500	
《燃料費》※3									2,800	
【合計・1ヶ月あたり】									39,868	

※【保有条件】 丸5年使用の1500ccクラス乗用車を車検を付けて購入、48か月使用し車検前に代替

※1 任意保険料: 30歳未満不担保、10年無事故

※2 さいたま市見沼区のUR駐車場代(4,500円~6,600円)を参考に設定。

※3 燃料費: 月200km走行(100kmX12ヶ月+400kmX3連休月) 1ℓ168円(消費税込) 燃費: 12km/ℓ

#### IV. 2024 都道府県別リビングウェイジ

さいたま市のLWを住居費以外と住居費とに分け、地域差を推計し都道府県別に換算し、両者を合計する。なお、以下の換算方法は2021LWと同じ。

■住居費以外：2023年小売物価統計調査（構造編）の「家賃を除く総合」指数をベースに試算した。具体的な計算は以下のとおり。

- ① さいたま市の「家賃を除く総合」指数=100として、都道府県別指数を算出
- ② ①で算出した指数×さいたま市の住居費以外の支出で算出。

■住居費：2023年住宅・土地統計調査の「1ヵ月当たり家賃・間代(19区分)別借家数」の「1ヵ月当たり家賃・間代(円)」と「1ヵ月当たり共益費・管理費(円)」をベースに試算する予定(2024年9月末公表予定)。具体的な計算は以下のとおり。

- ① さいたま市および都道府県別の家賃・管理費を算出  
「1ヵ月当たり家賃(円)」(家賃0円を含まない)  
+「1ヵ月当たり共益費・管理費(円)」(0円を含まない)
- ② ①で算出したさいたま市の額=100として、都道府県別指数を算出。
- ③ ①で算出した指数×さいたま市の住居費で算出。

■時間額の算出

- ①上記の値を合計し、「LW月額」を算出
- ②「LW月額」を「賃金構造基本統計調査<sup>15</sup>」所定内実労働時間数全国平均の直近3年間の平均(165時間)で除し、10円未満は四捨五入し「LW時間額」を算出

---

<sup>15</sup>「賃金構造基本統計調査」(厚生労働省・2023)

## VI. 2024 連合リビングウェイジ見直し作業委員会参加者名簿

役職	氏名	組織名	組織役職
	小松 俊之	UAゼンセン	労働条件局副部長
	宮下 祐太	自動車総連	中央執行委員
	廣田 一貴	電力総連	労働政策局部長
	川原 一知	全水道	書記次長
事務局	主査	仁平 章	連合 総合政策推進局長
		新沼 かつら	連合 労働条件・中小地域対策局局長
		日登 大地	連合 労働条件・中小地域対策局部長
		後藤 梨央	連合 労働条件・中小地域対策局

(役職は 2024.4.26 時点)

以上